

消 防 消 第 3 5 号
平成 2 0 年 3 月 1 4 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官

消防力の整備指針の一部改正について（通知）

消防力の整備指針（平成 1 2 年消防庁告示第 1 号）の一部を改正する件を本日告示しましたので通知します（平成 2 0 年消防庁告示第 2 号）。

貴職におかれては、下記事項に十分御留意いただくとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

原子力発電所における重大な火災事例にかんがみて、原子力発電所等で火災が発生した場合の市町村の消防体制を強化するものである。

2 改正内容

化学消防車の配置台数の算定指標として、原子力発電所等（原子力発電所及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設をいう。以下同じ。）の数等を加えるとともに、所要の規定の整備を行ったこと。

具体的には、化学消防車の配置台数は、改正前の基準においては、危険物の製造所等の 5 対象施設（消防法別表第 1 に定める第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯

蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所をいう。以下同じ。)の数を基準として、市町村に存する製造所等の数、規模、種類等を勘案して定めることとしていたが、今回の改正により、原子力発電所等の数も基準として加え、市町村に存する原子力発電所等の数、規模、種類等も勘案して定めることとしたこと。(第10条第1項)

また、泡消火薬剤を備蓄する量についても、改正前の基準においては、危険物の製造所等の5対象施設の数等を勘案して定めることとしていたが、今回の改正により、原子力発電所等の数も勘案して定めることとしたこと。(第13条)

3 施行期日

公布の日

○消防庁告示第二号

消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十四日

消防庁長官 荒木 慶司

第十条第一項中「危険物の製造所等（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第六条第一項に規定する「製造所等」をいう。以下同じ。）」及び「市町村に存する製造所等」の下に「及び原子炉設置事業所等」を加え、同項に次の一号を加える。

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第一号若しくは第四号に掲げる原子炉を設置している工場若しくは事業所又は同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設を設置している工場若しくは事業所の数が一以上の場合

一台

第十三条中「第四類危険物の最大貯蔵・取扱量」の下に「、原子炉設置事業所等の数」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 消防力の整備指針の一部を改正する件新旧対照条文
 消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（化学消防車）</p> <p>第十条 危険物の製造所等（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第六条第一項に規定する「製造所等」をいう。以下同じ。）及び原子炉設置事業所等の火災の鎮圧のため、化学消防車（大型化学消防車を含む。以下同じ。）を配置するものとし、その数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村に存する製造所等及び原子炉設置事業所等の数、規模、種類等を勘案した数とする。</p> <p>一 法別表第一に定める第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（以下「第四類危険物の五対象施設」という。）の数に応じ左に掲げる台数</p> <p>イ 第四類危険物の五対象施設の数が五十以上五百未満の場合 一台</p> <p>ロ 第四類危険物の五対象施設の数が五百以上千未満の場合 二台</p> <p>ハ 第四類危険物の五対象施設の数が千以上の場合、二台に千を超える第四類危険物の五対象施設の数をおおむね千ごとに一台を加算した台数</p> <p>ニ 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第四十七条の四に該当するものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱う第四類危険物の貯蔵最大数量及び取扱最大数量を合算して得た数量（以下「第四類危険物の最大貯蔵</p>	<p>（化学消防車）</p> <p>第十条 危険物の製造所等（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第六条第一項に規定する「製造所等」をいう。以下同じ。）の火災の鎮圧のため、化学消防車（大型化学消防車を含む。以下同じ。）を配置するものとし、その数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村に存する製造所等規模、種類等を勘案した数とする。</p> <p>一 （同上）</p> <p>ニ （同上）</p>

・取扱量」という。)に応じ、左に掲げる台数(ただし、第四類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量(法第九条の四第一項に規定する指定数量をいう。)の六万倍未満の場合において、同一事業所の屋外タンク貯蔵所で第四類の危険物を貯蔵する最大数量が千キロリットルを超えるときには一台)

イ 第四類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量の六万倍以上二百四十万倍未満の場合 一台

ロ 第四類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量の二百四十万倍以上四百八十万倍未満の場合 二台

ハ 第四類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量の四百八十万倍以上の場合 三台

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第二十三条第一項第一号若しくは第四号に掲げる原子炉を設置している工場若しくは事業所又は同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設を設置している工場若しくは事業所の数が一以上の場合 一台

2・3 (略)

(泡消火薬剤)

第十三条 市町村の区域内の第四類危険物の五対象施設の数、第四類危険物の最大貯蔵・取扱量、原子炉設置事業所等の数、特定事業所の数並びに政令第八条に規定する屋外貯蔵タンクの型、直径及びそのタンクに貯蔵する石油の種類等を勘案し、必要な量の泡消火薬剤を備蓄するものとする。

2・3 (略)

(泡消火薬剤)

第十三条 市町村の区域内の第四類危険物の五対象施設の数、第四類危険物の最大貯蔵・取扱量、特定事業所の数並びに政令第八条に規定する屋外貯蔵タンクの型、直径及びそのタンクに貯蔵する石油の種類等を勘案し、必要な量の泡消火薬剤を備蓄するものとする。